

令和8年度 沼津市高沢公園再整備基本計画策定支援業務委託 公募仕様書

本仕様書は、令和8年度 沼津市高沢公園再整備基本計画策定支援業務委託（以下「本業務」という。）の契約候補者を選定するにあたり、業務内容として求める基本的事項を定めるものである。

1 目的と背景

高沢公園（以下、本公園という）は、沼津駅から北西約400mに位置しており、未就学児から高齢者まで幅広い世代が利用し、SLがある公園として親しまれるなど、中心市街地における貴重な憩いの場となっている。しかし近年、特に公園南東エリアは成長した樹木で覆われ公園内外からの見通しが悪く立地上夜間の利用も多いなか防犯対策は地域住民が安心して過ごすための喫緊の課題となっている。

高沢公園再整備事業は、課題となっている公園南東エリアを中心に再整備を行うことで、安全性の確保や利便性の向上、賑わい創出による地域課題の解決等によりエリア価値の向上を図るとともに、周辺住民や利用者、民間事業者等との連携を構築し、民間活力導入の検討を行うなど、多様な主体による公園運営を目指している。

本業務は、再整備の効果的かつ計画的な推進を図ることを目的とし、有識者からの意見聴取や市民・利用者・民間事業者等を交えたワークショップの開催等により、本公園の再整備に向けた機運の醸成を図るとともに、再整備の基本計画策定支援を行うものである。

2 履行期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務内容

本業務は、関係法令等を順守するとともに、本市の関連計画及び施策等との整合性を図り、次の内容について業務を行うものとする。

(1) 業務計画書の作成

業務の着手に先立ち、業務内容や工程、体制等をまとめた業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

(2) 現状整理

高沢公園再整備基本方針や本公園における活用状況を踏まえ、本公園の現状と課題を整理する。

(3) ワークショップ開催

市民、利用者、民間事業者が参画できるワークショップを開催し、本公園再整備に関する情報共有を行うために、次の業務を行うこと。

パークマネジメントのあり方を踏まえ、基本方針をもとに、具体的な本公園の整備イメージ、整備手法、整備スケジュール及び維持・運営管理等を共有・理解するとともに、空間づくりの合意形成及び、民間事業者における営業行為の可能性を探ることを目的とする。

- ・市民、利用者、民間事業者等へのワークショップ参加促進

- ・ファシリテーターの人選及び派遣
- ・ワークショップに必要な基礎データの分析
- ・ワークショップ開催時の資料、会議録、会議概要等の作成

なお、ワークショップは4回程度の開催の想定。内、1回は、再整備基本計画案のトライアル実施の位置付けとする。なお、ファシリテーターは、自ら公園活用等の実績のある者とする。

- ・かわら版等の作成配布や SNS 等を活用した情報発信

(4) 有識者意見聴取の支援業務

委託者が実施する有識者からの意見聴取について、聴取時に同席するとともに、委託者の指示に基づき、資料作成の支援を行う。

(5) 基本計画策定支援業務

ワークショップ及び有識者意見聴取等を基にして、基本計画策定支援を行う。

計画の作成にあたっては、ランドスケープアーキテクトの有資格者の意見を取り入れること。

導入施設の内容・概略規模を設定するとともに、景観・環境保全・管理運営等の概略の検討に基づいて、空間構成及び動線を定める等、基本的な内容を示す。

- ・基本計画図
- ・基本計画説明書（概算工事費算出、整備手法、整備スケジュール（案）を含む。）
- ・鳥観図または透視図（ワークショップ等に基づいた対象地全体を俯瞰した鳥観図又はアイレベルからのイメージスケッチ。）
- ・市民、利用者、民間事業者等と連携した本公園の管理運営方法（案）

(6) サウンディング型市場調査支援

・民間活用導入検討にあたり、サウンディング型市場調査の実施を予定しており、資料の作成等、委託者の支援を行うこと。

・実施にあたっては、現地説明会及び、個別の対話を想定している。なお、サウンディング型市場調査は委託者が直営で行うため、受託者の同席は不要とする。

4 資料の提供等

本委託を進めるにあたっては、下記の計画との整合をとること。

- (1) 沼津市パークマネジメントプラン
- (2) 第2次沼津市緑の基本計画
- (3) 高沢公園再整備基本方針
- (4) 沼津市中心市街地まちづくり戦略
- (5) 沼津市まちなか居住促進計画
- (6) 沼津市リノベーションまちづくり推進ガイドライン
- (7) その他関連計画及び報告書

5 成果品

成果品は次のとおりとする。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 基本計画書（A4版製本） 100部 ※パブリックコメント実施・反映後
- (3) 基本計画概要版（A3版） 2部 ※パブリックコメント実施・反映後

(4) 上記作成のために収集した資料及び上記の電子データ

※電子データはMicrosoft 製 Word 又は Excel で編集可能な電子データに加え、PDF 化した電子データを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、委託者の了解を得るものとする。また、電子データは、CD-ROM 等に記録し、提出する。

6 業務委託料の支払い（受託者が希望する場合）

業務委託料は次の方法により支払うものとする。なお、沼津市業務委託契約約款第 32 条は適用しない。

(1) 本契約締結後、受託者から請求を受けた日から起算して 30 日以内に、委託料の 50% を支払う。（前払）

金 _____ 円（消費税及び地方消費税含む）

(2) 本業務完了後請求を受けた日から起算して 30 日以内に、残額を支払う。

金 _____ 円（消費税及び地方消費税含む）

7 実施体制

(1) 受託者は、本事業を遂行するために必要な資料等を予算の範囲内で調達すること。

(2) 市民等の意見聴取に係る経費は、業務委託料に含まれるものとする。

(3) 有識者の意見聴取は、2 回程度行うものとし、受託者が同行する際の経費は、業務委託料で支払うものとする。

(4) 有識者からの意見聴取に要する経費（有識者の報償金等）は、委託者の負担とする。

(5) 委託者は、業務の遂行上必要な資料で、委託者が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務完了後に速やかに返却しなければならない。

これにより受領した資料等は、委託者の了解なく公表・使用はできないものとする。

また、委託者から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。

(6) 受託者は、計画の作成にあたり、ランドスケープアーキテクトの有資格者から意見を取り入れること。この場合の経費は業務委託料に含まれるものとする。

(7) 受託者は、委託者から本事業に係る業務の実績や進捗状況の報告要請があった場合、委託者受託者双方の協議の上、委託者に報告しなければいけない。

(8) 受託者は、委託者及び関係者との定期的な協議を行うとともに、業務の遂行に関して疑義が生じた場合には、その都度委託者の指示を受けること。

(9) 受託者は、委託者との打合せ協議について、業務着手時、中間時（1 回）、納入時に行うものとし、その他委託者の指示に従い、必要に応じて実施すること。

8 留意点

(1) 業務の再委託について

業務の再委託について、専門的な知識や技術を要する業務などの第三者への委託は可能とするが、業務全体に関することを包括的に第三者へ委託することは不可とする。

また、再委託を行う場合は、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

(2) 委託業務報告書等の提出について

受託者は、委託業務終了後、委託業務報告書、本仕様書に定める成果品及び委託業務完了届出書を速やかに委託者へ提出しなければならない。

(3) 業務委託料の返還について

委託者は、受託者が事業の実施にあたり、本仕様書の事項に反していることが分かった場合、支払われた業務委託料の一部または全部を返還させることができる。

(4) 業務遂行上のトラブルについて

業務の遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、委託者、受託者双方の連携の上、速やかに解決を図る。

9 その他

(1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。

(2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。

(3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及び関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。